

大逆事件から100年

国家と死刑は変わったか

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

1911年1月24日、市ヶ谷監獄で11人の死刑が執行されました。その翌日25日にも1人の女性が執行されました。明治天皇暗殺を計画した容疑による「大逆事件」の被告たちです。幸徳秋水や内山愚童、大石誠之助らの社会主義者や無政府主義者、宗教者らで、社会問題に目を向け対外侵略に反対していた人たちでした。

この事件で死刑になった12人のうちの多くの人たちが、今日では、天皇暗殺計画とは何の関係もなかったとされています。むしろ、文筆業（今風にいえばジャーナリスト）や医師、宗教者として、社会の下層に置かれた人々に献身的に尽くしていた人々でした。

☆☆☆

それからちょうど100年になります。大逆事件を見直す出版物やイベントが様々に企画されています。それは、この国の死刑制度を見直すことでもあります。

敗戦の教訓を経た今の憲法下では、思想・信条の故に裁かれることはないだろうと思っている人も多いと思います。

しかし、1995年・日本の地下鉄サリン事件や、2001年・9・11アメリカ同時多発「テロ」事件以降には、「カルト集団」や「テロリスト」は「絶対悪」として、その構成員には何をしてもいいんだと言わんばかりの風潮が日本を、世界を覆いました。「テロ国家」と決めつけられたあげくに崩壊させられた国さえあります。その過程でどれほど罪なき民が殺傷されてきたことでしょうか。

☆☆☆

100年前、石川啄木は「我は知る、テロリストのかなしき心を」「奪はれたる言葉の代りに おこなひをもて語らむとする心を」と綴りました。

徳富蘆花は「ただの賊でも死刑はいけぬ。いわんや彼らは有為の志士である」「行為はたとえ狂に近いとも志は憐れむべきではないか」と講演しました。

そうした言葉が「大逆罪」のある社会でも密かに語り継がれてきました。

☆☆☆

凶悪な犯罪者には死をもって償ってもらわなければならない……などというのはうわべだけの理屈で、国家が死刑を手放さないのは、国家秩序を破壊する者への最終的な処分だからではないのか——大逆事件100年を機にいろいろと思いめぐらすことです。